

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」又は「商業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は商業地域をいう。</p> <p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（以下「第一種住居地域等」という。）のうち住居の用に併せて商業等の用に供されている地域として公安委員会規則で定める区域を除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「<u>田園住居地域</u>」又は「商業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>又は商業地域をいう。</p> <p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（以下「第一種住居地域等」という。）のうち住居の用に併せて商業等の用に供されている地域として公安委員会規則で定める区域を除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(風俗営業の営業時間の制限)

第7条 法第2条第1項第1号から第3号までの営業、同項第4号のまあじ
ゃん屋又は同項第5号の営業を営む風俗営業者は、第一種低層住居専用地
域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層
住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第3条
第1項第2号に掲げる地域(以下「第一種低層住居専用地域等」という。
)においては、午前6時後午前9時までの時間において、その営業を営ん
ではならない。

2 [略]

(風俗営業の営業時間の制限)

第7条 法第2条第1項第1号から第3号までの営業、同項第4号のまあじ
ゃん屋又は同項第5号の営業を営む風俗営業者は、第一種低層住居専用地
域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層
住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居
地域及び第3条第1項第2号に掲げる地域(以下「第一種低層住居専用地
域等」という。)においては、午前6時後午前9時までの時間において、
その営業を営んではならない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。